

安心安全で落ち着いた学校生活を送ることができるよう、守るべきルールはきちんと守りましょう。以下に禁止行為の例を挙げます。ここに書いていないことについても、適切な行動を取ることは当然のことです。

学校生活で守るべきルールと違反した場合の指導措置について

- 1 他人の心身を脅かすこと
例 暴力をふるい、相手を傷つける。威嚇する(暴力を予告したり、ほのめかしたりする)嫌がることを無理にさせる。
- 2 暴言や差別的な言葉を使うこと
例 相手を誹謗・中傷し、傷つけるような言動をする。
ひどい言葉を使つてののしる。差別的な言葉を使う。または、同じような言動をする。
- 3 インターネットや SNS などの不適切な利用
例 画像や動画を本人に無断で撮影し、インターネットや SNS などにアップする。
インターネット(SNS等)で悪口を書く。個人情報を流す。
- 4 金品を奪うこと
例 借りたものやお金を返さない。物やお金を盗む(万引き)。騙したり脅したりして、金品を取る。
- 5 学習環境を害すること
例 授業を妨害する。教師の指示に従わない。授業を抜けて、校舎内などを出歩く。
携帯電話やゲーム機などを校内で使う。授業に必要なものを校内に持ち込む。
- 6 酒類、タバコ・喫煙具の所持および使用
例 飲酒や喫煙、その場に同席する。酒、タバコ・ライターなどを購入、所持する。
- 7 シンナー、違法薬物・類似薬物の所持および使用
例 麻薬や危険ドラッグ等の違法薬物・類似薬物の所持、売買および使用は直ちに警察に通報する。
- 8 人を傷つける目的で作られ、あるいはその目的で持ち込まれた物品の所持および使用
例 刃物、スタンガン、その他凶器となりうるもの。
- 9 学業で不正行為をすること
例 カンニング
人の論文やレポート感想文などの引用を示さず、自分のものとして発表・提出する。
- 10 授業を怠けること
例 正当な理由なく遅刻してくる。無断で欠席・遅刻・早退をする。無断で校外に出る。
- 11 学校の物品や環境に損害を与えること
例 ドア・壁・ロッカーなどを蹴るなどして壊す。故意にひどく汚す。非常ベルをいたずらする。
- 12 全体に対する脅威
例 悪質な行為を電話や手紙・ネット等で予告する。ネットで学校を威嚇したり中傷したりする。
- 13 その他、法律に反すること
例 無免許運転、不正乗車、パチンコ等の不健全娯楽、深夜徘徊など。
- 14 校則に反すること、高校生としてふさわしくないこと
例 無断で免許を取得すること(運転免許の取得は禁止)、無断アルバイト、家出など。

上記のような行為があった場合は、その行為の程度に従い、次の措置のいずれか、あるいはいくつかは課されます。

指導措置

- ・校長(あるいは副校長・教頭)による厳重注意・説諭・訓戒
- ・学級から離れての別室での学習・反省・聞き取りなど
- ・自宅待機
- ・学校内での数日間の別室における学習や反省など
- ・保護者の指導のもと、家庭での学習・反省など
- ・その他